

さし代々の資本家並に政府に對し左の事項を要求す其の實現  
を以て闘争す

(一) 解雇絶對及對 (二) 解雇手當の制定 (三) 失業保險法の制定

実行方法

一 機會ある如に資本家に對し要求を反對闘争す下事、  
二 総同盟本部を通じて労働組合會議に提案し他の及連労働團體並に法  
大党と協力し政府に要求する事

二 臨時傭制度及對闘争に關する件

聯合會案 山下 栄 二

主 文

我等は労働者として採用するに當り臨時の名義にて採用する此の惡  
から合理的脱法行為を排撃す

理 由

凡ゆる市場に於て雇主が労働者を採用するにあたり臨時と名義を  
用ゆるは彼等が合理的脱法行為に依り解雇手當や傷止手當  
等の責任を回避せしめんとする最も悪辣なる手段である

さし代雇主が如何なる口實を設け標も臨時三制度を排撃し得  
徹廻る期を待てしむるは

実行方法

(一) 監督官廳に決議文を一つつける事、  
(二) 総同盟本部を通じて全國的排撃運動の捲き起す事

三 労働立法即時制定並に改正の件

聯合會案

八 谷 幸 太郎

主 文

我等は政府に對して労働立法の即時制定並に改正を要求す  
(一) 労働組合法の制定 (二) 三場法の改正 (三) 健康保險法の改正